

事例報告

融資金詐欺事件における無罪判決

刑事弁護委員会委員 酒田 芳人 (64期)

1 事案の概要

本件は、被告人を含めた共犯者らが、営業実態のない会社を利用し、金融機関から信用保証付き融資の名目で金を騙し取ったという7件の融資金詐欺の事案であり、被害金額の総額は約1億5000万円に上る。各詐欺事件の具体的な犯行態様は、①虚偽の内容の書類を用意して金融機関の担当者に信用保証付きの融資を申し込み、②架空の会社の事務所等を実際に準備して金融機関の担当者による実地検査に備え、③代表者役にリハーサルを実施するなどした上で金融機関の担当者との面談や融資の交渉に臨み、④1回目の融資から2回目の融資までの間は月々の返済期日に遅れることなく返済を続け、一つの会社を用いて複数回にわたって融資金詐欺を行うというものであった。

2014年7月に被告人が神奈川県警に逮捕されて以来、当会の白井徹会員と共に弁護人として活動してきたが、2017年3月28日、横浜地裁において、起訴された7件の詐欺事件全てについて無罪判決を得たので、本件の弁護活動等について報告する。

2 争点

本件において、被告人を除く共犯者らが各詐欺事件を行ったことは、当事者間に争いが無い。本件の争点は、各詐欺事件において、被告人に詐欺の故意が認められるか、被告人と各共犯者との共謀が成立するか否かである。

3 弁護活動

(1) 捜査段階

被疑者は、逮捕時より一貫して本件への関与を否認しており、自らは一連の融資金詐欺が行われたことは知らない、実際に本件融資金詐欺に中心的に関わっていたのは逮捕されていないAのはずだ等と主張していた。

弁護人としては、逮捕当初より被疑者が本件各詐欺事件への関与を否認していたことから、終始黙秘するという方針を第一に検討した。

しかし、本件各詐欺事件は、共犯者が複数人関与した詐欺事案であるところ、仮に被疑者の説明するとおり、犯行に関与していたのが被疑者ではなく、いまだ身柄を拘束されていないAであるとすれば、捜査対象としてAの存在を浮かび上がらせることで、被疑者が犯人でない可能性を提示し、これにより被疑者に対する不起訴を目指すことも可能ではないかとの結論に達した。

そこで、被疑者との間で、黙秘ではなく署名押印拒否の方針をとること、取り調べ内容については詳細に弁護人との間で情報を共有すること、取り調べにおいて話す内容については慎重に検討した上で決定すること等を確認した。その上で、弁護人2名体制により、2日に1回の接見を原則とし、被疑者を通じて取り調べ内容を把握しつつ、客観的証拠の存在や共犯者供述の内容を想定しながら、取り調べ対応を行った。

しかし、結果として、7件の詐欺事件すべてにつ

いて起訴されたため、争いの場を公判へと移すこととなった。

(2) 公判準備段階

本件は、関係者および証拠多数の詐欺事案であることから、各供述証拠の信用性判断や弁護側立証に用いる証拠の収集、および、検察側の立証構造の把握に資するため、公判前整理手続に付することを申し立てた。しかし、裁判所は、審理の経過をみて判断するとの立場から、第一回公判前の段階では公判前整理手続に付する旨の決定を行わなかった。

その後、検察官から当初提出された証拠は約100点、のちに追加された証拠を含めると、最終的には約200点あまりに上ることとなった。弁護側としては、改めて期日間整理手続に付することを求めたところ、裁判所は、弁護側の主張に理解を示し、第二回公判後、期日間整理手続に付する決定を行った。

約10ヶ月間にわたる期日間整理手続の中で、検察側による証拠開示と弁護側による開示証拠の検討、検察側・弁護側双方の主張の整理が行われたが、その中で、被告人の各詐欺事件への関与（共謀または故意）を示す直接的な証拠のほとんどは、共犯者供述のみであることが明らかとなった。そこで、弁護側としては、金融機関に対して提出された偽造書類など、争いのない証拠については同意しつつ、共犯者を含めた関係者らの供述調書は全て不同意とし、結果として、10名以上におよぶ証人の尋問が行われることとなった。

また、他方で、共犯者らの供述を念頭に置きつつ被告人の供述内容を確認し、検察側の証拠開示や弁護側の事実調査などを通じて、被告人の供述内容と整合する客観的証拠の整理および収集を行った。加えて、各詐欺事件および被告人の関与に関する共犯者らの供述を分析し、被告人の供述と整合する部

分・相反する部分を整理したうえで、被告人に不利な供述の弾劾を主な目的とした反対尋問の準備を行った。

4 公判および判決

(1) 公判

前記の公判準備を経て、各証人に対する証人尋問が行われ、弁護側としては、各証人から概ね想定した通りの証言を得ることができた。

その後、被告人質問、論告、弁論が行われたが、弁論終結後に新たな証人の所在が判明したため、弁論が再開された。その後、改めて証人尋問や書証の取り調べが行われ、2017年3月に再開後の弁論が終了した（なお、弁論再開の経緯および再開後の弁論の内容については、紙幅の都合上割愛する）。

(2) 判決

判決は、被告人を本件各詐欺事件の共同正犯（刑法60条）と認定するにあたっては、本件各詐欺事件の認識・認容および共謀が必要であるが、『正犯』とされる以上は、単なる意思の連絡では足りず、共謀と不可分一体の要件として、『自己の犯罪』を行う意思、すなわち、自己の犯罪を犯したといえる程度に、その遂行に重要な役割を果たしていることが必要である」ことを確認した上で、被告人の関与について供述する証人の証言の信用性を否定し、「被告人と各共犯者との共謀を認定するには合理的な疑いが残る」として無罪の結論を導いた。本判決は、被告人に保障された無罪推定の原則に忠実に従ったものであり、評価できるものである。

ただし、本判決に対しては、2017年4月11日付けで検察官による控訴が行われたため、今後、東京高裁において控訴審の審理が行われる予定である。